



「公益信託 成年後見助成基金」について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 野村 真美

「公益信託 成年後見助成基金」（以下「助成基金」という。）は、成年後見人等の報酬が払えないことを理由に成年後見制度の利用が阻害されることのないよう、成年後見人等の報酬を助成し、もって成年後見制度の利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）が平成13年12月に発足させたものである。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）では「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる」ことを目指しており、市町村においては基本計画に基づいて成年後見制度の利用促進に向けた体制整備のための取組が始まっている。

「必要な人が利用できる」とは「成年後見人等の報酬が払えないことを理由に成年後見制度の利用が阻害されることのない」ということでもあり、そのためには成年後見制度利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）等の公的な制度が欠かせないはずである。しかし、基本計画では「利用支援事業の活用について検討すること」という記載にとどまっているのが現状である。

助成基金は、これまで利用支援事業の未整備な部分を補う形で数多くの成年後見人等の支援を行ってきた。そして、今後も利用支援事業が充実するまでその役割を果たしていくことが求められている。しかし、助成基金の収入は寄附である。助成金総額を上回る寄附がなければ、助成基金は存続できない。今後も助成基金を継続して運営していくために、リーガルサポートとしては、助成基金の運営委員会に協力し助成基金への寄附を呼びかけていくが、利用支援事業等の公的制度の充実に向けても、さらに活動していかなければならないと考える。

助成基金の第20回の募集要項は次のとおりである（本年もいくつか変更された点がある。）。助成金申込書等は、後記募集要項8の請求先（又は、WEBサイト <https://www.legal-support.or.jp/act/foundation>）から取得されたい。なお、募集開始は4月1日なので留意されたい。

〔公益信託 成年後見助成基金〕 第20回募集要項

1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 応募対象

- (1) 既に就任（2019年3月末までに就任が確定）した成年後見人等が後見事務を1年以上行っていることとします。ただし、親族が成年後見人等に就任している場合を除きます。
- (2) 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3) 本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者又は、知的障害者・精神障害者等

で、本人の預貯金額が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。

- (4) 保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5) 報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。
※募集期間（4月）中に報酬付与の審判がおりた場合、助成金給付の対象にはなりません。
- (6) 対象期間は、2020年3月以前の期間のうち1年間以内とします。
※過去分であれば、古い期間の指定も可能です。

3. 助成金

- (1) 被後見人等1人に対し原則、月額1万円を限度に助成します。
- (2) 最長5回まで申請可能。初回は、新規申込書による申請、2回目以降は、継続申込書による申請。 ※但し、継続は連続する必要はありません。隔年申請も可能です。
- (3) 後見人等申請者1人につき新規の申請件数は、1件とします。
- (4) 助成金請求期限は、2021年7月末日とします。

4. 応募方法

所定の助成金申込書に必要事項を記入し資料を添付して、下記8(1)へ送付してください。

5. 申込み期間 2020年4月1日（水）～2020年4月30日（木） 必着

※申込書等の受付は、郵送のみとなります。

6. 選考の方法、採否の通知及び助成金の交付

- (1) 当基金運営委員会において内容を審査の上、2020年8月下旬頃までに採否を郵送にて通知します。
- (2) 助成決定後、助成金決定通知書により家庭裁判所へ報酬付与審判の申し立てを行い、審判書（写）を下記8(2)へ送付してください。審判書（写）に基づき助成金を交付します。
※審判書の報酬付与期間及び月額の報酬金額が、助成金決定通知書の給付期間及び月額の助成金額を下回る場合は、助成金が減額となる場合があります。

7. その他

- (1) 国家資格を取得されている方は、資格欄に記入してください。
- (2) 応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。
- (3) 応募にあたっては、助成申請書類及び添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。
- (4) 当基金に対する寄附のお申し出は、下記8へご連絡ください。

8. 申込書送付先・請求先

- (1) 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館1階
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート内
公益信託「成年後見助成基金」宛 TEL 03-3359-0541
- (2) 〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16
三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部
公益信託課 成年後見助成基金担当宛 TEL 0120-622372（フリーダイヤル）
メール koueki_post@tr.mufg.jp FAX 03-5328-0586
(受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く)

リーガルサポート会員数8,457名 / 全国司法書士会員数23,440名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2020年2月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	161	502	32%	0	12	0%	石川県	88	200	44%	1	1	100%
函館	11	36	31%	0	3	0%	富山県	55	151	36%	0	2	0%
旭川	25	74	34%	0	1	0%	大阪	801	2,420	33%	21	103	20%
釧路	10	81	12%	0	0	-	京都	256	584	44%	7	22	32%
宮城	117	326	36%	4	9	44%	兵庫	495	1,059	47%	2	19	11%
ふくしま	89	278	32%	0	4	0%	奈良	85	212	40%	1	4	25%
山形	65	155	42%	0	0	-	滋賀	121	232	52%	1	9	11%
岩手	48	146	33%	3	4	75%	和歌山	54	166	33%	0	1	0%
秋田	55	110	50%	1	1	100%	広島県	235	541	43%	5	14	36%
青森	36	119	30%	2	3	67%	山口	65	227	29%	0	2	0%
東京	1,452	4,372	33%	55	209	26%	岡山県	128	359	36%	1	12	8%
神奈川県	462	1,208	38%	12	46	26%	鳥取	46	95	48%	0	2	0%
埼玉	316	901	35%	9	31	29%	しまね	9	108	8%	0	1	0%
千葉県	281	743	38%	2	36	6%	香川県	70	172	41%	0	1	0%
茨城	107	341	31%	0	2	0%	徳島	56	144	39%	0	2	0%
とちぎ	79	228	35%	0	2	0%	高知	58	114	51%	1	5	20%
群馬	124	293	42%	0	6	0%	えひめ	90	240	38%	1	3	33%
静岡	231	496	47%	9	20	45%	福岡	440	984	45%	2	23	9%
山梨	48	134	36%	0	2	0%	佐賀	51	126	40%	1	7	14%
ながの	120	361	33%	2	3	67%	長崎	65	160	41%	0	3	0%
新潟県	98	292	34%	3	14	21%	大分	44	168	26%	0	5	0%
愛知	383	1,297	30%	8	46	17%	熊本	145	329	44%	2	11	18%
三重	93	248	38%	1	3	33%	鹿児島	136	330	41%	1	4	25%
岐阜県	113	337	34%	3	6	50%	宮崎県	74	168	44%	1	3	33%
福井県	42	119	35%	3	4	75%	沖縄	58	222	26%	1	6	17%
							合計	8,291	22,708	37%	166	732	23%

*リーガルサポートの会員数は、1月16日第6回理事会の日を基準としております。